

天城町農産物直売所出荷規程（案）

（趣旨）

第1条 天城町農産物直売所出荷規程（以下「規程」という。）は、あまぎ自然と伝統文化体験館内農産物直売所（以下「直売所」という。）へ地域の特色を活かした農林水産物や加工品、商業者が製造する商品等（以下「生産物等」という。）を出荷する者（以下「出荷者」という。）及び直売所が遵守すべき事項を定めるものとする。

（営業時間及び休業日）

第2条 営業時間及び休業日は次のとおりとする。

- （1）営業時間は、午前10時から午後6時を基本とする。
- （2）休業日は12月30日から1月1日とする。ただし、やむを得ない事情により臨時で休業する場合や、消費者ニーズに応じて臨時的に開業又は営業時間を変更する場合は、事前に天城町長に報告するものとする。
- （3）自然災害等により営業が困難な場合には、営業を休止する場合があるものとする。

（出荷者の条件）

第3条 出荷者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （1）直売所の出荷会員であること
- （2）公序良俗を守り、法令等を遵守できる者であること
- （3）直売所が示す栽培管理記録簿の記帳等を着実に履行する者であること

（出荷計画と調整）

第4条 出荷者は、毎年、品目別に出荷時期、数量等の生産出荷計画を作成し、初出荷の30日前に直売所に提出するものとする。

- 2 直売所は、出荷者から提出された生産出荷計画を調整し、とりまとめる。
- 3 直売所は、品不足や余剰が起きないように、出荷者と調整を図るものとする。

（販売方法）

第5条 直売所による委託販売とし、余剰品は原則として出荷者が引き取るものとする。

- 2 直売所と栽培契約等を結んだ出荷者及び品目は、買取販売とすることができる。

（販売品目）

第6条 直売所での販売品目は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 適正な品質と安全性を備えた農林水産物又は加工品、工芸品等とし、粗悪品等は不可とする。
 - (2) 出荷者自ら生産する農産物又は自ら加工・製造する加工品や工芸品等とする。
 - (3) 市場規格に満たない農産物も出荷対象とするが、割れや大きな傷、異常に変形したものは対象外とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、直売所が販売に適さないと判断したものは出荷者と協議し、販売を中止または停止することができる。

(販売価格)

- 第7条 生産物等の販売価格は、原則として近隣販売所、量販店等の小売価格を参考に設定するものとする。
- 2 生産物等の販売価格は、10 円以上の単位で設定する。
 - 3 生産物等の最低販売価格は、100 円（消費税含む）以上とする。
 - 4 出荷者が販売価格を自由に設定するものとするが、他の類似品との価格に著しく均衡を欠く場合、直売所は価格の是正を指示、商品を撤去することができるものとする。

(販売手数料)

- 第8条 委託販売の販売手数料率は、次のとおりとする。
- (1) 農産物 販売価格の20%
 - (2) 加工食品 販売価格の20%
 - (3) 工芸品等 販売価格の20%
 - (4) 冷蔵・冷凍を必要とする商品 25%
- 2 出荷者の居住地にかかわらず、同じ手数料率とする。

(納品・陳列)

- 第9条 出荷者が自ら、直売所に持ち込むものとする。
- 2 納品時間は、営業時間内を基本とし、販売状況等を踏まえ随時追加の納品ができるものとする。
 - 3 出荷者が自ら価格を決定し、バーコード・ラベルを発行し、商品に貼り付け陳列するものとする。
 - 4 陳列方法は商品別とし、直売所の指示により適切な場所に陳列するものとする。
 - 5 余剰品の引き取り時間は、原則として閉店前までとする。

(代金精算)

第10条 直売所は月末締め翌月10日前後の支払いを原則として、精算代金を各出荷者へ直接渡す事とする。(但し振込を希望する出荷者へは出荷者が指定する口座に振り込むものとする。)

2 代金精算において直売所は、販売代金から次に掲げるものを控除する。

- (1) 第8条に掲げる販売手数料
- (2) バーコード・ラベル発行料(1枚につき1円)
- (3) 振込手数料(振込希望者のみ)

(情報提供)

第11条 直売所は、POSシステム(Point of Sale:販売時点情報管理)の運用により販売情報の管理を行い、出荷者別、品目別の販売情報を各出荷者の携帯電話などにメールで配信する。

2 直売所は、1か月間の累計の売上情報などについても、各出荷者が携帯電話などで把握できるよう情報提供に努める。

(事故、クレーム)

第12条 販売した産物等の事故及びクレーム対応は、次のとおりとする。

- (1) 購入者からのクレームについては、直売所が対応することを原則とする。ただし、出荷者に明らかな原因がある場合には、直売所は当該出荷会員に再発防止を求めるものとする。
- (2) 販売品の事故等により、費用請求があった場合は、直売所は出荷者と協議し、速やかに対応するものとする。ただし、明らかに出荷者に事故原因があると判断される場合は、当該出荷者にその負担を求めることができる。

(荷姿)

第13条 出荷者は、常に消費者の立場に立って考え、買いやすい荷姿に努めるものとし、商品については衛生的に取り扱うこととする。また、荷姿については傷まないよう個々で工夫し、陳列する時は他の出荷者の商品を押しつけるなどして置かないようお互いにマナーを守ることとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、直売所が協議により定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。